

第1回調査実施委員会における主な意見の反映状況について

調査対象サービス・職種の範囲

【第1回委員会におけるご意見】

- 居宅介護支援事業等、調査対象サービスの範囲を拡大することができるかどうか
- 看護・介護職員の他に、生活相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員、介護支援専門員等、調査対象職種の範囲を拡大することができるかどうか

【反映状況】

- 調査対象職種については、記入者の負担を考慮し、直接処遇職員及び介護支援専門員とする
- 介護支援専門員の処遇状況については、調査対象職種を拡大することにより把握できるため、居宅介護支援事業については調査対象サービスの対象外とする

(参考)調査対象職種

【調査対象職種(直接処遇職員+介護支援専門員)】

○介護老人福祉施設

生活相談員、看護職員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員

○介護老人保健施設

看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員

○介護療養型医療施設

看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員

○訪問介護

訪問介護員(サービス提供責任者含む)

○通所介護

生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員

○認知症対応型共同生活介護

看護職員、介護職員、介護支援専門員

介護職員処遇改善交付金(仮称)について

【第1回委員会におけるご意見】

- 報酬改定と介護職員処遇改善交付金(仮称)(以下、交付金)の影響をあわせて把握する必要があるのではないか。把握にあたっては、平成21年度後半に再度調査をするか、平成22年度の調査とするか検討が必要ではないか
- 交付金の認識について調査してもいいのではないか

【反映状況】

- 交付金については、来年度に同様の調査を実施し、交付金実施の前後の状況を比較することで、交付金の影響分を把握する
- 今年度の調査実施する調査においては、交付金の申請状況等についての調査項目を追加した
 - ・ 交付金を「申請する(予定・申請中を含む)」または、「申請をしない」について把握
 - ・ 「申請を行うために行った、又は行う予定」の処遇改善の状況について把握